

区長報告第二十六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について平成二十六年十月二十四日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十六年十一月二十七日

港区長 武井雅昭

記

一件名 清掃車の交通事故に係る和解

二 当事者 甲 東京都港区新橋六丁目二十三番一号

芝信用金庫

乙 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

三 事件の要旨

平成二十六年八月二十日、港区白金六丁目九番先の特別区道第三百四十七号線道路上において、停まっていた甲所有の原動機付自転車が横に倒れて清掃車に接触した交通事故（以下「本件事故」という。）により、当該清掃車が損傷した。

四 和解条項

甲及び乙間で協議し、和解の合意に達したので、本件事故の処理について、次のとおり了解した。

- (一) 甲は、乙に対し、二十三万七千四百五十九円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (三) 甲と乙は、甲と乙の間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。